## 「苦情申出窓口」 について

1. 苦情解決責任者 鈴木 久敬 (園長)

2. 苦情受付担当者 鈴木 美和(主任保育士)

 第三者委員 岡田 順二 鈴木 愛子

## 4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

(2) 苦情受付の報告:確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員 (苦情申出人が第三者委員へ報告を拒否した場合を除く)に報告致します。 第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。 尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の話し合い
- イ. 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項などの確認
- (4) 都道府県「運営適正委員会」の紹介

保育園内で解決できない苦情は、静岡県社会福祉協議会に設置された「静岡県福祉サービス運営適正委員会」に申し立てることができます。

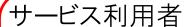
静岡県福祉サービス運営適正化委員会 〒420-8670

静岡県葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内

tel (054)653-0840

fax (054)653-0840

## ご意見・ご希望の解決のための仕組





保護者



意見・要望等の受付担当者 主任保育士 鈴木美和

(意見・要望等の受付・記録)



報告

意見・要望等の 相談解決

園長 鈴木久敬

旨の通知を行います。)

(意見・要望等の確認報告書を受けた

(責任者の段階の相談で納得がいかない場合



第三者委員会 相談窓口

【第三者委員】 鈴木愛子

岡田順二

(話し合いにより意見・要望等を解決します)

(必要に応じて話し合いに立会います)

- \*相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文章で責任者よりご報告申し上げます。
- \*以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、静岡県社会福祉協議会に設置された運営 適正化委員会に申し立てることもできます。

静岡県福祉サービス運営適正化委員会

〒420-8607 静岡県葵区駿府町1-70 県総合福祉会館内

TeL(054)653-0840 Fax(054)653-0840